(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 7日

神戸市長 宛

提出者

住所 大阪市中央区北浜4-7-28

氏名 三井住友建設株式会社大阪支店 執行役員支店長 長谷川 弘明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6220-8737

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	Ø	名	称	三井住友建設株式会社 大阪支店								
事	業	場(の所	在	地	大阪市中央区北浜4-7-28								
計		画	期		間	2025年4月1日~2026年3月31日								
当該	亥事業	美場に	おいて	て現に	行っ	っている事業に関する事項								
	①事	業の	種類			06 総合工事業								
	②事	業の	規模			12,003,79万円								
	3従	業員	数			3,311人[301人] (令和7年4月末現在) [] 内大阪支店								
		業廃)一連		・新築・解体工事がれき類(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して、再生砕石、再生骨材として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 その他の廃棄物→委託中間処理(再生できる物は分別)し、最終処分(安定型、管理型)している。								

産業	業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項													
	(管理体制図)													
	支店長 →建設副産物統括責任者(安全環境部長)													
	→建設副産物	統括責任者(安全環境部	長)											
	⇒建設副産	⇒建設副産物管理責任者(土木・建築部長)												
	⇒作業所	長												
	⇒建設	副産物管理担当者(作業	所担当者)											
産業	美廃棄物の排出の抑制	に関する事項												
	【前年度(令和 6年度)実績】 別紙の通り													
		産業廃棄物の種類												
		排出量	t	t										
	①現状	(これまでに実施した取組) ・工法の改善(汚泥) ・実寸発注の実施(木くず)												
		【目標】	通り											
		産業廃棄物の種類												
		排出量	t	t										
	②計画	(今後実施する予定の取 上記に加え、下記の取り ・梱包材の簡素化(廃フ ・ユニット化による搬入	組みを実施予定 『ラスチック類、木くず)											
産業	産棄物の分別に関す	る事項												
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類(コンクリート破片、アスコン破片)、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。												
	②計画		業廃棄物の種類及び分別で 、紙くずについても分別											

う行う産業廃棄	物の再生利用に関する事項	別紙の通り								
	【前年度(令和 6年度)実績】									
	産業廃棄物の種類									
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t							
①現状	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。									
	【目標】	別紙の通り								
	産業廃棄物の種類									
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t							
②計画	(今後実施する予定の取組)									
	・自ら利用を検討する。									
っ行う産業廃棄	物の中間処理に関する事項									
	【前年度(令和 6年度)実績】	別紙の通り								
	産業廃棄物の種類									
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t							
①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t							
	(これまでに実施した取組)									
	・特に実施していない。									
		H-1/47 - 17)								
	【目標】	別紙の通り								
	産業廃棄物の種類									
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t							
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t							
	(今後実施する予定の取組)	(今後実施する予定の取組)								
	・施設の設置予定なし。									

自ら行う産業廃棄物	の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
	【前年度(令和 6年度)実績】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
	【目標】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の	委託に関する事項		
	【前年度(令和 6年度)実績】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
①現状	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託る契約を実施している。	託できる業者を選	定し、書面に

(第5面)

	(第5) 囬 <i>)</i>						
	【目標】	別紙の通り						
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量	t	t					
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t					
	再生利用業者への 処理委託量	t	t					
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t					
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t					
	選定する。							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書) 現状:前年度(令和6年度)実績量 計画:今年度(令和7年度)計画量 排出抑制に関する事 自ら行う再生利用に ロシステント開加 白こ行る押さ加八笠

	排出抑制は			再生利用に る事項	自ら行う中間処理に関する事項					∄立処分等 ・る事項	処理委託に関する事項									
	排出(前年度実		産業廃 (前年度実	利用を行う 棄物の量 :績値の②+ ³))	自ら熱回 産業廃 (前年度実		減量する原の	処理により 産業廃棄物 量 :績値の⑦)	洋投入処 業廃棄 (前年度実	型分又は海 分を行う産 物の量 積値の③+			優良認定 へ 処理引 (前年度実	の E託量	再生利用 処理 (前年度実	託量	処理	の 委託量	認定熱回 外の熱回 者への処 (前年度実	収を行う業 理委託量
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0220無機性汚泥	18. 700	0									18. 700	0	0. 000		18. 700	0				
0600廃プラスチック類	59. 500	10									59. 500	10	59. 500	10	59. 500	10				
0711ダンボール	0. 270	0									0. 270	0	0. 270	0	0. 270	0				
0800木くず	75. 650	20									75. 650	20	63. 250	15	75. 650	20				
0811伐採材·伐根材	12. 650	5									12. 650	5	12. 650	5	12. 650	5				
1300ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず	48. 900	20									48. 900	20	48. 900	20	48. 900	20				
1322廃石膏ボード	491. 750	50									491. 750	50	491. 750	50	491. 750	50				
1500がれき類	230. 940	50									230. 940	50	207. 940	50	230. 940	50				
1501コンクリート破片	868. 120	50									868. 120	50	69. 560	50	868. 120	50				
1502アスコン破片	1867. 920	50									1867. 920	50	81. 400	50	1867. 920	50				
2200管理型混合廃棄物	640. 125	100									640. 125	100	626. 875	100	492. 000	77				
3111蛍光灯	0. 050	0									0. 050	0	0. 050	0	0. 050	0				
合計	4314. 575	355	0	0	0	0	0	0	0	0	4314. 575	355	1662. 145	350	4166. 45	332	0	0	0	0

単位:トン/年